

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社 竹中土木
- (2) 代表者氏名 竹中 祥悟
- (3) 住 所 東京都江東区新砂1-1-1

2 指名停止措置期間 令和8年8月22日から令和8年9月21日まで (1箇月)

3 事 案 の 概 要

株式会社 竹中土木は、施工中の「近畿自動車道 九宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において、令和7年8月5日に発生した労働災害に関し、同社の使用人が協力会社と共謀し、労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしていたとして、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

4 指名停止措置理由

周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領別表1措置基準の25「不正又は不誠実な行為」に該当する。

＜指名停止措置要領別表1＞

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 25 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	事実を認定し、指名停止を決定した日から 1箇月以上 9箇月以内

問い合わせ先 周南市 財政部 契約監理課 電話 0834-22-8425